

令和 4 年 8 月 30 日現在

機関番号：22604

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2021

課題番号：17K03418

研究課題名(和文)比較法アプローチによる裁量型課徴金制度の統制手法に関する研究

研究課題名(英文)A Comparative Study on the Method for Regulating the Authorities' Discretion for the Calculation of Administrative Fines

研究代表者

伊永 大輔 (Korenaga, Daisuke)

東京都立大学・法学政治学研究科・教授

研究者番号：10610537

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、課徴金制度の持つ違反行為の抑止目的を踏まえ、これを達成する上での裁量法制の手続的正統性を探るとともに、令和元年改正における新動向を踏まえ、EU競争法との比較検討を交えた法的な整理・分析を行うことを目的とするものである。

研究成果を端的に表すのは、単著『課徴金制度』(第一法規、2020年)である。課徴金制度の全容を明らかにした書籍として、これまでの研究成果を網羅している。また、法律時報92巻3号、公正取引839号、ジュリスト1550号(いずれも2020年)の3つの論考は、書籍脱稿後に公表された令和元年改正下位法令等を詳細に分析するものとして、単著を補完する研究成果として重要である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

カルテル・談合をはじめとする独禁法違反の抑止効果を高めるために、課徴金制度は中心的な役割を担ってきた。しかし、課徴金は非裁量性を旨としているため、流通経路の多層化や取引関係の多様化がグローバルに広がる経済実態に対して十分に対応しきれない現状にある。しかし、公正取引委員会に課徴金算定上の行政裁量を委ねるに当たっては、わが国の法制に照らし、裁量統制を実現する事前・事後の手続保障が必要となる。本研究では、課徴金の法的性格等を精査しながら、EU競争法における聴聞、理由付記等の処分前手続及び抗告訴訟における全面的な司法審査といった比較法を軸に、これまでの学術研究の欠落を補う示唆を得た。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to explore the procedural legitimacy of discretion in calculating administrative fines (surcharge), as well as to organize and analyze the new amendments of the Antimonopoly Act, with a comparative study of fining practices in EU competition law.

The results of the research are straightforwardly expressed in the monograph "Surcharge System" (Daiichi-Hoki, 2020). As a book that clarifies the full scope of the surcharge system of the Antimonopoly Act, it encompasses the results of my research to date. In addition, the three articles in Houritsu-Jihou Vol.92, No.3, Kousei-Torihiki No.839, and Jurist No.1550 (all in 2020) are important as research results that complement the single-authored book, as they provide detailed analysis of new amendments, which were published after the book was finished.

研究分野：経済法

キーワード：課徴金 制裁金 課徴金減免

1. 研究開始当初の背景

(1) 独占禁止法分野においては、カルテル・談合をはじめとする違反行為を効果的に抑止すること、すなわち法規制の実効性確保が立法・運用上の重要な課題として広く認識されている。昭和52年に他の法分野に先駆けて独占禁止法に課徴金制度が導入されたのも、「カルテルの摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、カルテルの予防効果を強化することを目的として……カルテル禁止の実効性確保のための行政上の措置として機動的に発動できるように」（最判平成17年9月13日）する必要があったからである。以降、カルテルを効果的に抑止するためのOECD勧告に応じ、世界中で競争法の執行を強化する動きが相次ぎ、わが国でも数度の法改正を経て課徴金制度は一層強化されるに至っており、独占禁止法規制の実効性を確保する上で、課徴金制度の役割は非常に大きなものとなっている。

(2) 一方、課徴金に関しては、その法的性格から非裁量性を旨としているため、あらゆる事態を想定した算定規定を整備する必要があるが、法規として極端に複雑化しやすい傾向にある。また、インターネットが普及し、流通経路の多層化や取引関係の多様化が進展するとともに、商圈が世界各地に広がった結果、課徴金算定基礎となる「売上額」の解釈一つをとっても、完全子会社の売上額を親会社の売上額とみなすことができるか、実体法上の概念である「一定の取引分野」と密接関連性を持つ売上額とは何かなど、現代的課題が頻発して争訟実務が複雑化の一途をたどっている。また、近年の国際カルテル事件に対する厳罰化の流れを受け、外国所在の違反事業者に対しても課徴金納付が命じられるようになってきたところ、法執行の国際化を視野に入れていなかった課徴金制度の制度疲労も明らかになってきている。このように、昭和52年の課徴金制度導入当時では想定していなかった新しい論点が課徴金算定の実務において生じており、非裁量で硬直的な制度であるがゆえ、経済実態の急激な変化に伴って違反行為の抑止効果が発揮できない場面が増えてきた。

(3) これに対し、公正取引委員会と経済法研究者の間では、課徴金算定に関する規定が複雑化し、具体的事例では妥当な課徴金額を算定できずに法運用実務が滞る一因は、公正取引委員会に課徴金算定上の行政裁量がないからだとする見方が強い。確かに、非裁量的な法制によって弾力的な運用ができず、経済実態とかけ離れていることを認識しつつも抑止効果が不十分の課徴金額を算定しなければならないこともあるし、法制上全ての経済実態を反映した規定を事前に備えておくことも非現実的である。例えば、カルテルに基づく実際の値上げ額を認定しておきながら、その額よりも算定後の課徴金額が圧倒的に低くなることも少なくない。行政裁量という調整弁を持っていないければ妥当な課徴金額を設定し得ないとの考えも強く、公正取引委員会も裁量型課徴金制度を模索している。

(4) 一方、裁量型課徴金制度というのは、わが国に例のない立法である。裁量型課徴金を志向する主張の多くは、EU型の広範な裁量を希求するが、わが国の行政手続及び司法手続に照らし、いかなる手続的保障を与える必要があるかについて十分な学術的根拠はない。EUでは、違反事業者に対する制裁金を課すに当たり、聴聞に相当する手続を経て非常に詳細な理由付記を行うことが処分前手続として要求されている。抗告訴訟においても裁判所が処分内容を比例原則・平等原則に照らして厳格に審査し、内容変更の権限もあるなど、全面的な司法審査に服することが求められる。実務上の必要性だけでなく、法制上の許容性を充足し得るかが十分に検証されなければならない。このように、全面的な裁量権の行使には、それを可能にする法制上の課題、そして裁量統制を実現する事前・事後の手続保障が必要となる等の点が、実務上のみならず法理論上も重要な法的課題となっている。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、上記で指摘する学術研究の欠落に対する一つの回答を模索することを目的とする。特に、どの程度の裁量であれば、専門的判断に即し、司法審査に馴染むのか、比較法的な研究も含め、総合的な視点からの研究は未だ発展途上である。行政裁量それ自体を否定するのではなく、課徴金制度の持つ違反行為の抑止目的を踏まえ、これを達成する上での裁量法制の理論的限界点を探るとともに、これを手続的に統制するための関連要素をあぶり出し、わが国の現状を踏まえて法的な整理・分析を行おうとするのが、本研究の主たる目的である。

(2) なお、数次にわたる法改正の結果、課徴金制度は独占禁止法違反行為のほぼ全体に広がった。特に、優越的地位の濫用（独占禁止法2条9項5号）に対する課徴金は、裁量型が望ましいとされる要因の一部を形成しており、これを切り離して法的論点を論ずることは不適当と思われる。カルテル以外の課徴金対象違反行為も研究対象に含め、蝟壺的議論を避けることも重要と考えられる。

3. 研究の方法

(1) 本研究では、国内の学術研究成果に限りがある一方、諸外国では行政裁量が用いられた制裁金制度が多く見られ、またその理論的研究も盛んに行われていることから、わが国課徴金制度との比較法分析に資する範囲で、制裁金制度に関する裁量の統制手法についての法的論点を調査した。独占禁止法上の課徴金制度は、我が国独自の法環境のもとで生まれ、発展してきたものであるが、先進各国の競争法には同様の金銭的制裁制度が整備されており、それらの中には課徴金制度以上に効果的に機能していると評価できるものもあるからである。

(2) 比較法研究を行うために、まずは、現行課徴金制度の基本的性格の整理を具体的に進める必要がある。公正取引委員会において課徴金制度に関する立法関係資料等を閲覧するなど、公務に支障が出ない範囲で一次資料の調査を行った(内容は一部守秘義務により公開できない)。また、課徴金算定実務は外部からは窺い知ることができないことから、公正取引委員会の担当職員や独占禁止法運用実務に精通する弁護士の知見を活用して実態を明らかにするための情報交換を積極的に行った。

(3) EUにおける制裁金算定に関する調査研究は、具体的には、わが国課徴金制度の法的課題に対し、欧州委員会が競争法の違反行為者に対して課す行政上の制裁金制度においてどのような対応をしているかを主たる検討材料とした。すなわち、欧州委員会は制裁金の賦課に際して規則及びガイドラインに基づく算定を行っているが、具体的事実への当てはめや算定上の考慮要素についてはこれらに明記されておらず、個々の事件処理と裁判例をもって具体化されるように設計されているところ、これらの規範を判例・文献を分析したり、関係者へのインタビューによる調査を重視した。これにより、ガイドラインからは窺えない課徴金の算定方法についての規範的な基準を見出すことにつながり、我が国課徴金制度の問題点を検討する上で重要な示唆を掴みきっかけとなった。

4. 研究成果

(1) 『課徴金制度——独占禁止法の改正・判審決からみる法規範と実務の課題』(第一法規、2020年)

本論文では、独占禁止法に課徴金制度が導入された1977年から2020年までの法改正の経緯や判審決を含む、課徴金制度の全容を対象とするため、本書では、蛸壺的に発展している課徴金制度をめぐる法的論点を統合的に整理・分析し、この制度の趣旨・目的に沿った本来機能が発揮される方向での解釈が検証されている。その概要は以下のとおりである。

第1章では、独占禁止法改正の歴史や判審決を踏まえながら、その法的性格を解明する。近年の改正内容は主に課徴金制度に関するものに集約されており、立法経緯と規定内容を個別詳細に検証することで、課徴金の法的性格を検証する内容となっている。一貫して問題となる法的性格として、法目的との関係を踏まえながら、制裁としての機能と賦課手続の非裁量性がどのような影響を及ぼしてきたかについて、歴史的経緯を踏まえながら論証している。そして、現在では名実ともに違反抑止が目的となっており、「不当利得の剥奪」は比例原則に見合った適切な課徴金水準を見出すための1つの立法政策上の指標にすぎないと結論付けている。

第2章では、加減算規定の合目的性を検討し、問題の整理と課題を提示する。規定の複雑化に伴い混乱した議論を整理した上で、課徴金規定の文理と趣旨を重視しつつ、判審決との整合性や法解釈の限界を見極めて最大限の具体的妥当性を探る内容となっている。これらの課題は、平成17年改正以後に登場した比較的新しいものではあるが、適用事例も徐々に積み上がってきており、具体的事例とともにEU競争法における類似制度の理論的処理を参照点に、目的論解釈と文理解釈・論理解釈を駆使しながら、問題点を炙り出している点に特徴がある。こうした整理・指摘の一部は既に令和元年改正によって法制度に反映される結果となった一方、今後に残された課題も明示している。

第3章では、課徴金減免制度の規定解釈を中心としながら、その付随的效果までも検討対象としている。まず、先進各国で取り入れられているリニエンスー制度と比較しながら、我が国における制度の特徴を整理する。その上で、順番の繰上げ、減免適用数、調査開始日、欠格事由、協議制度といった各法的論点を具体的事例に基づいて検証を行っている。また、課徴金減免制度がもたらす付随的效果として、減免適用者に対して排除措置を命じないとの実務運用に疑問を呈するなど、排除措置命令、損害賠償訴訟、行政機関による指名停止、刑事訴追、株主代表訴訟といった項目を挙げて、法目的に適合した解釈のあり方について検討をしている。最後に、我が国制度のモデルとなった米国のリニエンスー制度についても、詳細な分析を行っている。

第4章は、本書のハイライトの一つであり、EU競争法との比較法的視点を交えつつ、当該商品・役務の解釈論題を中心に、実行期間や売上額の論点整理や条文解釈が行われている。そこでは、解釈の構造と方向性として、算定基準の明確性や算定の容易性と具体的な算定結果の妥当性との解釈上の適切なバランスが明確に論じられている。これまで争訟上問題とされてきた実行期間と売上額の解釈に加え、特に談合事案における具体的競争制限効果の機能と意義に触れつつ、先例を踏まえた法的判断枠組みを提示している点が、学術研究上最も重要な点である。こ

れまで学説からの批判が多かった具体的競争制限効果という法概念についても、裁判例の理解を整理する形で前向きに評価するとともに、立証負担とのバランスに配慮して法解釈を展開しているといえる。

第5章では、特に法的社会的関心の高い優越的地位濫用だけでなく、私的独占ほか全ての課徴金算定規定が取り扱われている。私的独占で特に問題となる論点として対価要件を取り扱っているが、これは、不当な取引制限でも問題となる重要論点の一つである。また、不公正な取引方法については、未だ課徴金算定事例のない行為類型も多いが、規定の趣旨に基づいた解釈のあり方が考察されている。そして、優越的地位濫用に対する課徴金については、算定の基礎、算定率、賦課要件として継続性、算定対象期間、終期認定、下請法との関係まで統合的に検討の対象とされている。

そして、最終第6章では、令和元年改正の評価と課題に触れ、その将来像が検討されている。特に令和元年改正については、規定の詳細な検討というよりは、これまでの分析を踏まえ、改正の理論的背景や残された課題を浮き彫りにするものとなっている。この点については、「課徴金制度の改正——令和元年改正の評価と課題」法律時報92巻3号(2020年)、「課徴金減免制度における調査協力減算制度の意義と課題」公正取引839号(2020年)、「課徴金制度全体をめぐる考え方」ジュリスト1550号(2020年)の3論文が、本書刊行後に公表された下位法令やガイドラインを踏まえながら、令和元年改正についての詳細を検討している。こうした検討に加え、国際市場分割カルテルにおける法解釈問題や外国事業者に対する課徴金算定・徴収における手続的課題なども論じている。最後に、課徴金制度の将来像も提示されている。

(2) 課徴金制度導入後の優越的地位濫用規制の在り方

これまで、優越的地位の濫用規制には、他の不公正な取引方法と規制範囲が重複することを前提に、他の不公正な取引方法に該当しない取引方法を一般条項的に受け止める役割が期待されてきた。その結果、優越的地位濫用は、独占禁止法における違反行為類型の中で最も規制範囲がわかりにくいものとなっている。しかし、平成21年独占禁止法改正によって課徴金対象行為とされるに至り、規制範囲及び課徴金算定対象が不明確であることに起因して、これまでのところ、課徴金納付命令の対象となった事件はすべて審判で係争されている状態にある。

このように、課徴金制度の導入により、これまでになく、優越的地位濫用の規制範囲を明確化し、適切な独占禁止法の運用を促すことが要請されると同時に、これまで通り、他の不公正な取引方法では文理上規制できない悪質な行為を規制することも求められるという点で、優越的地位濫用に関する解釈の方向性も、多元的な融合点を求められるようになってきている。

(関連する主な研究成果物として、『論点体系 独占禁止法 [第2版]』(第一法規、2021年)、「優越的地位濫用の認定手法と課徴金算定上の問題：ラルズ事件(東京高判令和3・3・3)」NBL1207号(2021年)、「優越的地位濫用規制の行為類型論」日本経済法学会年報41号(2020年)、「独占禁止法における「同意」——優越的地位濫用規制を中心に」NBL1167号(2020年)、「ドイツ連邦カルテル庁によるFacebook事件決定の法的論点：デュッセルドルフ高等裁判所が示した疑問が意味するもの」公正取引831号(2020年)、「プライバシー侵害は競争法違反となるか——EUにおけるデータ保護法制(GDPR)と競争法の交錯」法律時報91巻5号(2019年)、「大規模小売業告示から見る優越的地位濫用規制のあり方——優越ガイドライン及びトイザらス審決における不当な返品・減額の分析を踏まえて」舟田正之先生古稀祝賀『経済法の現代的課題』(2017年)ほか)

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計26件（うち査読付論文 4件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 伊永大輔	4. 巻 1550
2. 論文標題 課徴金制度全体をめぐる考え方	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 43-48
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 伊永大輔	4. 巻 839
2. 論文標題 課徴金減免制度における調査協力減算制度の意義と課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 公正取引	6. 最初と最後の頁 19-30
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 伊永大輔	4. 巻 41
2. 論文標題 優越的地位濫用規制の行為類型論	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本経済法学会年報	6. 最初と最後の頁 99-112
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 伊永大輔 = 澁川和彦	4. 巻 8
2. 論文標題 Brexitによる英国及びEUの競争法への影響 カルテル規制・市場支配的地位の濫用規制を中心に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 EU法研究	6. 最初と最後の頁 113-129
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊永大輔	4. 巻 1167
2. 論文標題 独占禁止法における「同意」 優越的地位濫用規制を中心に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 13-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊永大輔	4. 巻 91(5)
2. 論文標題 プライバシー侵害は競争法違反となるか EUにおけるデータ保護法制(GDPR)と競争法の交錯	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 106-111
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡田羊祐, 伊永大輔, 吉川智史, 山本龍彦	4. 巻 1154
2. 論文標題 [座談会] 憲法と競争	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 4-23
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊永大輔	4. 巻 1167
2. 論文標題 独占禁止法における「同意」: 優越的地位濫用規制を中心に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 13-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊永大輔	4. 巻 92(3)
2. 論文標題 課徴金制度の改正：令和元年改正の評価と課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 53-58
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊永大輔	4. 巻 831
2. 論文標題 ドイツ連邦カルテル庁によるFacebook事件決定の法的論点：デュッセルドルフ高等裁判所が示した疑問が意味するもの	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 公正取引	6. 最初と最後の頁 61-67
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊永大輔	4. 巻 1145
2. 論文標題 課徴金算定における具体的競争制限効果の認定方法：山梨談合塩山地区審決取消訴訟	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 51-57
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊永大輔	4. 巻 1518
2. 論文標題 独禁法7条の2第1項にいう「当該役務」の範囲と実行期間	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ジュリスト（平成29年度重要判例解説）	6. 最初と最後の頁 249-250
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊永大輔	4. 巻 42
2. 論文標題 課徴金制度における「具体的競争制限効果」の意義と機能：「当該商品又は役務」の法的概念の再定位	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 慶應法学	6. 最初と最後の頁 159-181
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 伊永大輔	4. 巻 1530
2. 論文標題 OEM供給された商品の優良誤認表示における「相当の注意を怠った者」の該当性判断	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 107-110
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊永大輔	4. 巻 1518
2. 論文標題 独禁法7条の2第1項にいう「当該役務」の範囲と実行期間	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 249-250
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊永大輔	4. 巻 37号
2. 論文標題 課徴金制度の来し方行く末 ―その法的性格論が導くものは何か	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 日本経済法学会年報	6. 最初と最後の頁 90-110
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊永大輔	4. 巻 801
2. 論文標題 課徴金制度における基本的考え方 第12回・完 残された課題と将来像	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 公正取引	6. 最初と最後の頁 59-64
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊永大輔	4. 巻 -
2. 論文標題 大規模小売業告示から見る優越的地位濫用規制のあり方 優越ガイドライン及びトイザラス審決における不当な返品・減額の分析を踏まえて	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 舟田正之先生古稀祝賀『経済法の現代的課題』	6. 最初と最後の頁 395-415
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊永大輔	4. 巻 801
2. 論文標題 課徴金制度における基本的考え方 第12回・完 残された課題と将来像	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 公正取引	6. 最初と最後の頁 58-64
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊永大輔	4. 巻 799
2. 論文標題 課徴金制度における基本的考え方 第11回 私的独占と対価要件	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 公正取引	6. 最初と最後の頁 42-49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計16件（うち招待講演 8件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 伊永大輔
2. 発表標題 競争法の役割とは何か
3. 学会等名 シンポジウム「プラットフォーム時代の競争法 その目的を訪ねて」（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 伊永大輔
2. 発表標題 競争法分野におけるBrexitの影響 ー英国におけるカルテル規制・市場的地位の濫用規制を中心に
3. 学会等名 一橋EU法研究会（東京）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 伊永大輔
2. 発表標題 独占禁止法における優越的地位濫用規制
3. 学会等名 競争法フォーラム年次大会（東京）（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 伊永大輔
2. 発表標題 優越的地位濫用規制の行為類型論
3. 学会等名 日本経済法学会年次研究大会（東京）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Daisuke KORENAGA
2. 発表標題 Criminal Sanctions and Accusations by the JFTC
3. 学会等名 Tongshin Society of Competition Law 3rd Colloquium (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 伊永大輔
2. 発表標題 課徴金算定における具体的競争制限効果：山梨談合塩山地区審決取消訴訟
3. 学会等名 独禁法判例研究会（北海道大学）（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 伊永大輔
2. 発表標題 OEM供給における「相当の注意を怠った者」の該当性判断
3. 学会等名 東京経済法判例研究会（立教大学）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 伊永大輔
2. 発表標題 優越的地位の濫用 再考
3. 学会等名 東京経済法研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 伊永大輔
2. 発表標題 課徴金制度の来し方行く末 ―その法的性格論が導くものは何か
3. 学会等名 日本経済法学会年次研究大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 伊永大輔
2. 発表標題 課徴金改正における法的性格の検証
3. 学会等名 東京経済法研究会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 菅久 修一編著、品川 武、伊永 大輔、原田 郁	4. 発行年 2020年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 423
3. 書名 独占禁止法〔第4版〕	

1. 著者名 伊永大輔	4. 発行年 2020年
2. 出版社 第一法規	5. 総ページ数 312
3. 書名 課徴金制度 独占禁止法の改正・判審決からみる法規範と実務の課題	

1. 著者名 菅久 修一編著、品川 武、伊永 大輔、原田 郁	4. 発行年 2018年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 448
3. 書名 独占禁止法〔第3版〕	

1. 著者名 白石忠志、多田敏明編著	4. 発行年 2021年
2. 出版社 第一法規	5. 総ページ数 856
3. 書名 論点体系 独占禁止法〔第2版〕	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------